

宇城市監査公表第 1 号

地方自治法第 1 9 9 条第 9 項及び宇城市監査委員に関する条例第 4 条第 3 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 2 9 年 2 月 1 3 日

宇城市監査委員	上	村	忠
同	河	田	信之
同	永	木	伸一

平成 2 8 年度定期監査報告書について

別冊のとおり

平成28年度

定期監査(行政監査含む)
報告書

宇城市監査委員

宇城市監第 1 2 6 号
平成 2 9 年 2 月 1 3 日

宇 城 市 長	守田 憲史 様
宇城市議会議長	入江 学 様
宇城市教育長	大槻 英 様
宇城市選挙管理委員会委員長	田尻 靖治 様

宇城市監査委員 上村 忠

同 河田 信之

同 永木 伸一

定期監査（行政監査含む）の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、平成 2 8 年度定期監査（行政監査含む）を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により提出します。

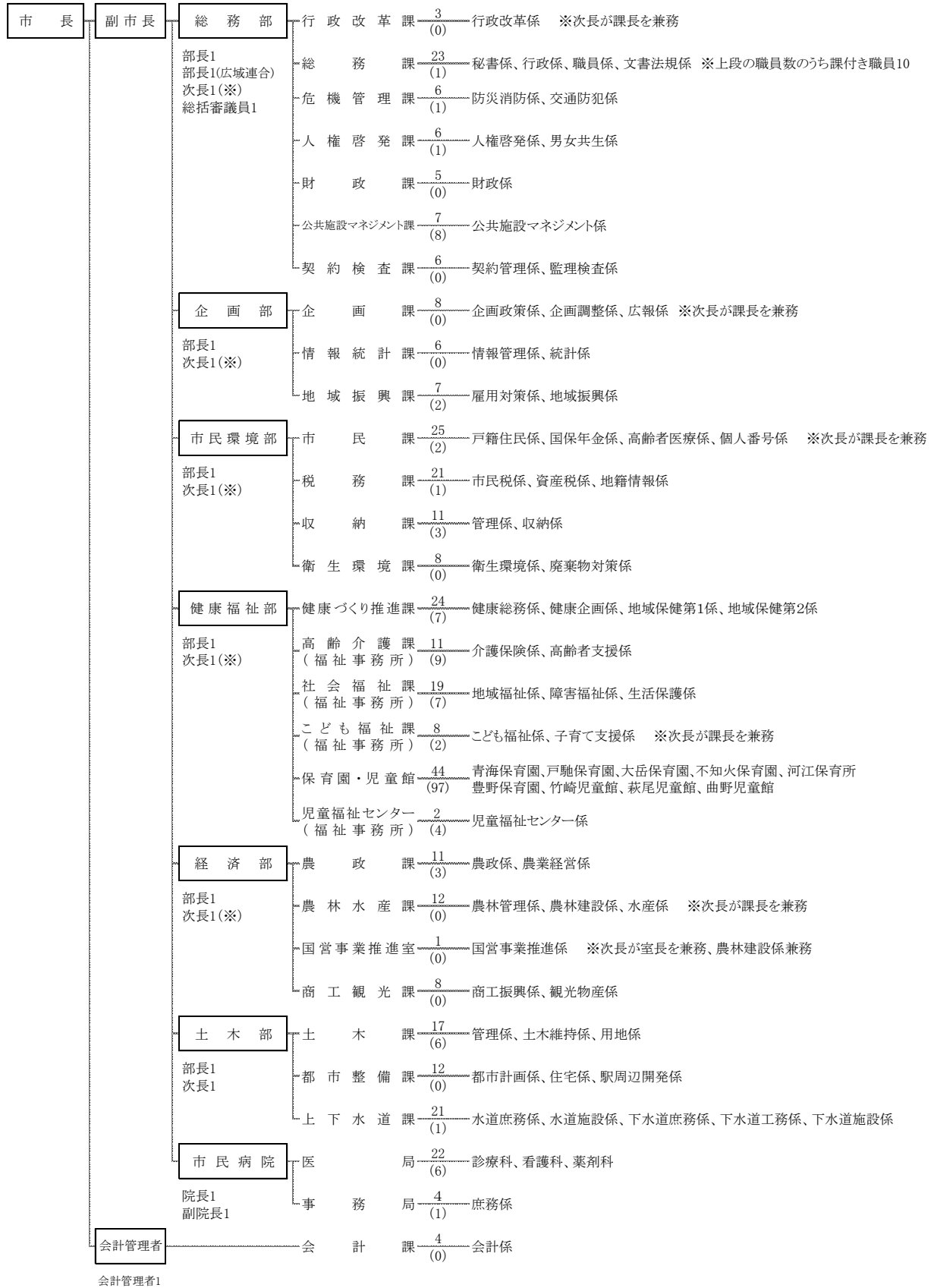
なお、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 1 2 項の規定に基づき本職あてに通知されるよう申し添えます。

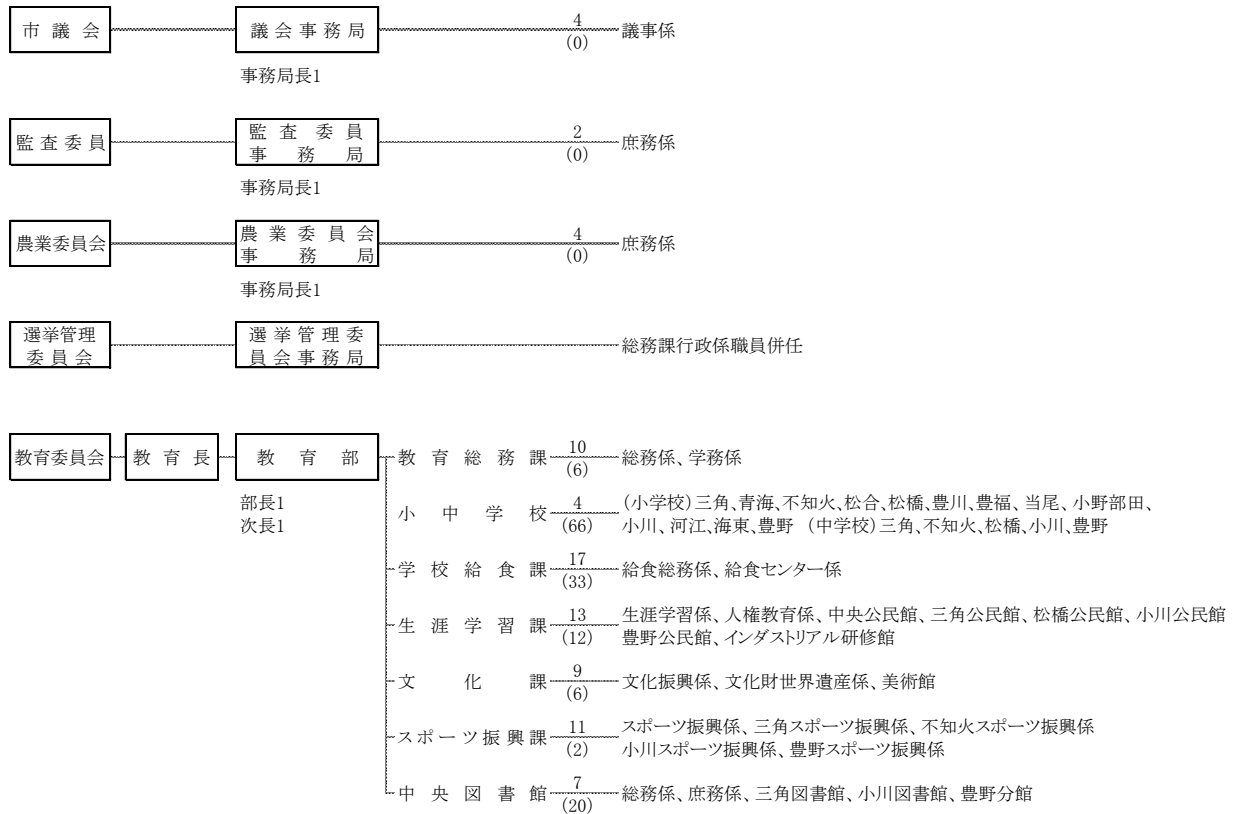
目 次

宇城市組織機構図	1
第1 監査の対象	3
第2 監査の期間	3
第3 監査の目的	4
第4 監査の方法	4
第5 監査の結果	4
総務部行政改革課	5
総務部総務課	6
総務部危機管理課	8
総務部公共施設マネジメント課	11
企画部企画課	13
企画部情報統計課	15
市民環境部市民課	17
市民環境部税務課	19
健康福祉部健康づくり推進課	21
健康福祉部高齢介護課（福祉事務所）	24
土木部土木課	26
土木部都市整備課	28
教育部教育総務課	30
教育部学校給食課	34
教育部文化課	35
三角支所	37

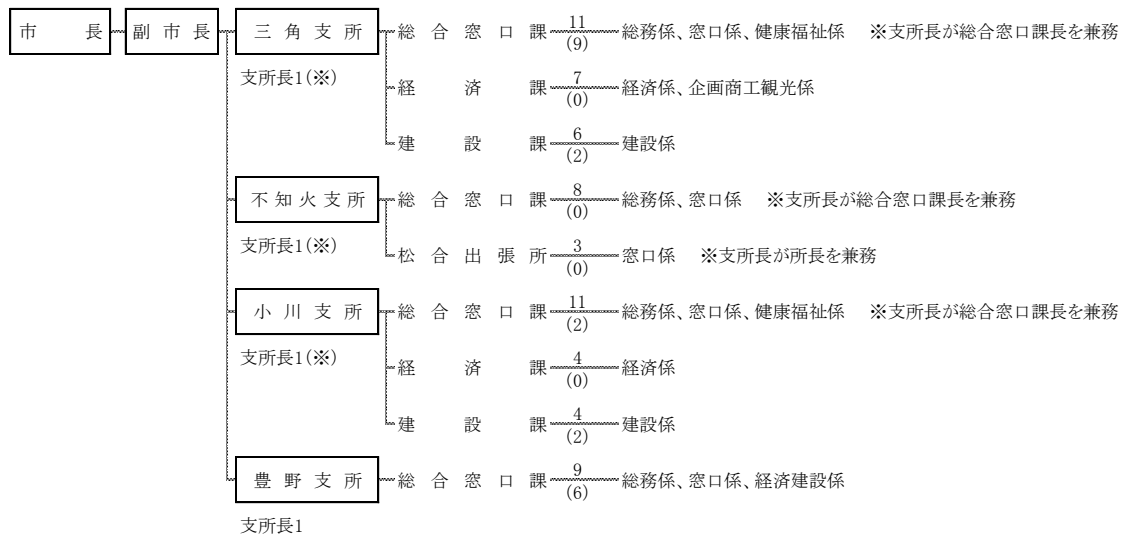
宇 城 市 組 織 機 構 図

平成28年4月1日現在





支所の組織図



※各課(局)等の右側の数値は、上段が部長・次長級を除く職員数、下段の()内がその他非常勤及び臨時職員数を記載している。ただし、次長が課長を兼務(※)印の場合は、該当課等の人数に含む。

平成28年度宇城市定期監査（行政監査含む）結果報告書

第1 監査の対象

各課（局）の事務事業等におけるリスクを考慮し、2年又は3年に一度監査の対象とする年次計画に基づき、本年度は以下の部局における平成27年度執行の事務事業等を監査の対象とした。

総 務 部：行政改革課、総務課、危機管理課、公共施設マネジメント課

企 画 部：企画課、情報統計課

市民環境部：市民課、税務課

健康福祉部：健康づくり推進課、高齢介護課

土 木 部：土木課、都市整備課

教 育 部：教育総務課（小中学校を含む）、学校給食課、文化課

三 角 支 所：総合窓口課、経済課、建設課

第2 監査の期間

平成28年10月3日から平成28年12月14日まで、次の日程で実施した。

期 日	対 象
10月3日（月）	行政改革課
10月6日（木）	危機管理課
10月7日（金）	総務課
10月12日（水）	公共施設マネジメント課
10月13日（木）	企画課
10月14日（金）	情報統計課
10月17日（月）、18日（火）	市民課
10月27日（木）、28日（金）	税務課
10月31日（月）	健康づくり推進課
11月1日（火）、2日（水）	高齢介護課
11月7日（月）、8日（火）	教育総務課
11月14日（月）	学校給食課
11月15日（火）	文化課
11月21日（月）、22日（火）	土木課
11月28日（月）	三角支所
11月30日（水）	都市整備課
12月9日（金）	現地調査
12月12日（月）	松合小学校、豊福小学校
12月13日（火）	小川小学校、小野部田小学校
12月14日（水）	青海小学校、三角中学校

第3 監査の目的

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、事務の執行が合理的、効率的かつ法令の定めるところに従って適正に行われているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制の状況について監査した。学校事務については、財務事務及び物品管理等が関係法令等に即して適正に行われているかどうかについて監査した。

第4 監査の方法

平成28年8月25日に全国都市監査委員会において策定された「全監版都市監査基準」が平成29年度から施行されることに伴い、本年度は試行段階としてリスクアプローチの手法を用いて監査を実施した。

各課(局)の主な事務事業等について、決算審査においてリスクアセスメントを行い選定したものに係る書類一式の提出を求め、必要に応じて担当係長及び職員等から説明を受け監査を実施した。また、選定された事務事業等における内部統制の整備状況について書類の提出及び説明を求めた。なお詳細に検証、確認の必要がある事務事業については現地調査を実施し、学校事務については、支出に関する書類の確認及び備品を適正に管理しているか備品と台帳との照合を行った。

第5 監査の結果

監査の結果、事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部の事務については、管理運営の実態から改善の必要があるものが見受けられた。今後、検討や改善が必要と思われる事項については、十分に検討を行い効率的かつ効果的な管理運営に努められたい。また、各課に対する監査意見は、課の末尾に記載しているので、十分検討のうえ改善を図られたい。

なお、監査の結果として示されるものは次のとおりである。

「指摘事項」

- ・法令、条例、規則等に違反するもののうち重大なもの
- ・書類の隠蔽、改ざんその他の故意による違反行為
- ・重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ・経済性、効率性及び有効性の観点から重大な問題があるもの

「改善を要するもの」

- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から検討・改善する必要があると認められるもの
- ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

「その他の意見」

- ・事務執行上の課題などについて、事務の適正な執行において意見を付す必要があると認められるもの

総務部 行政改革課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
行政改革係	行政改革に関する業務
	行政評価制度に関する業務
	ふるさと応援寄付金に関する業務

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
行政改革係	①行政評価制度に関する業務	業務の有効性・効率性、信頼性

3 監査の主な着眼点

- ①行政評価システムに登録している事務事業について、計画が適宜見直しされ、事業の有効性が適切に検証されているか、数値目標を設定し評価しているか、重要政策の進捗状況を数的に確認し総合調整しているか等について監査した。

4 監査の結果

「その他の意見」

- 行政評価制度の有効性・効率性を求めたもの

行政評価制度について、事務事業の見直し、効率性の確認等のためにも有効と考え、今年度から決算審査資料として活用することにしたが、各課のこれまでのデータ入力の内容に差異があった。今年度からヒアリングを実施し内容を精査することだが、今後は研修等実施され、職員への制度の浸透を図りシステムを最大限に活用できる体制に取り組まれない。

- 内部統制体制の整備・運用を求めたもの

平成28年3月に第31次地方制度調査会から地方公共団体における内部統制のあり方について答申がなされた。民間企業においては、既に制度化され実施されており、本市においても、住民福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する内部統制体制の整備・運用を進めて頂きたい。

総務部 総務課**1 主な事務事業**

係名	事務事業名
秘書係	公用車運転、維持管理業務
	交際費支出事務
	市長会事務（県・九州・全国）
	陳情活動及び視察活動に関する事務
行政係	嘱託員会運営補助事業
	行政区運営補助事業
	嘱託員に関する事務
	総合賠償補償保険に関する事務
	議会及び議案に関する事務
選挙管理委員会	各種選挙執行業務
職員係	職員研修事業
	人事評価制度業務
	職員人事管理業務
	職員の福利厚生、健康管理及び衛生委員会事務
文書法規係	支所・図書館・振興局通送便業務
	公文書・郵便物・宅配物の受付及び配達に関する業務
	条例・規則・要綱等の制定・改廃に関する業務
	公文書の管理に関する業務
	法律相談、訴訟及び顧問弁護士に関する業務

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
行政係	①嘱託員会運営補助事業	法令遵守
	②宇城広域連合への負担金	業務の効率性・有効性及び法令遵守
選挙管理委員会	③選挙啓発業務	法令遵守
	④期日前投票所設置（イオンモール宇城）に伴う追加設定変更作業委託	法令遵守
文書法規係	⑤公文書・郵便物・宅配物の受付及び配達に関する業務	業務の信頼性及び法令遵守 効率性

3 監査の主な着眼点

- ①事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助の目的及び必要性が明確になっているか、補助対象事業は経済性・効率性及び有効性の観点から常に見直しされているか等について監査した。
- ②広域連合の運営は規約に基づいて運営されているか検証をしているか、共同処理事務は規約の範囲内で行われているか検証をしているか、予算執行は効率的に行われているか検証をしているか、

決算の計数は適正か、また単独で実施した場合との比較検証をしているか、議会の開会及び監査委員監査は実施されているか確認をしているか等について監査した。

③選挙執行経費は適法に執行されているか、選挙啓発事務は適切か等について監査した。

④決算審査で審査した委託契約12件の中から期日前投票所設置（イオンモール宇城）に伴う追加設定変更作業委託について、公職選挙法に基づき執行されているか、選挙執行経費は適法に執行されているか、情報漏えいや不正使用等が発生するリスク等について監査した。

⑤公文書の受付事務は適切か、配達事務は経済的か、作成事務の指導は適切か等について監査した。

4 監査の結果

「改善を要するもの」

○ 宇城市嘱託員会視察研修の経費の支出方法の検討・改善を求めたもの

宇城市嘱託員会運営補助金1人当たり4,000円に係る実績報告書によれば視察研修の費用に充てられたことになっているが、視察研修には別途嘱託員1人当たり13,800円の費用弁償も支給されている。視察研修の費用として嘱託員会運営補助金を支払う合理的な理由が見当たらない。今後は、支出の方法等を含め実態と整合性のある対応を図られたい。

「その他の意見」

○ 宇城広域連合への負担金の精査・確認を求めたもの

宇城広域連合においては、平成27年度に減債基金等1億3千万円が取崩され、平成27年度末に再度積み立てられている。また、一般管理費が補正予算で倍額補正計上され、その後返還金が生じている。予算の編成及び執行に疑義が感じられる。今後、予算の編成及び執行が適正に編成され使用されているかについて構成市町の関係課への説明会を開催させるなどして、負担金の使途及び返還金の内容等についても事務的に精査し確認をされたい。

○ 選挙啓発事業の計画的な啓発活動を求めたもの

選挙啓発費当初予算233,000円に対し96,300円支出されているが、啓発活動に応じて報酬として支出される明るい選挙推進協議会委員報酬の支出が0円となっており委員による啓発活動がなされていない。選挙ごとには啓発されているとのことだが選挙民の意識改革のためにも日頃から計画的な啓発に努められたい。

○ 郵便物・宅配物の受付及び配達に経済的な運用を求めたもの

平成27年8月分郵便料金の利用明細を見ると4,565,480円の料金に対し42,138円割引かれており割引率は約0.9%となっている。受付及び配達に関するフローチャートも作成され郵便物の各種割引制度についても活用されているが、各部署における活用が十分とはいえない。郵便物の各種割引制度について各部署に周知され経済的な運用を図られたい。

総務部 危機管理課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
防災消防係	宇城市消防団活動等に関する業務
	宇城市消防団運営費等補助金
	消防水利、施設整備等に関する業務
	宇城市地域防災計画及び防災会議に関する業務
	陳情・要望・苦情に関する事務
	防災行政無線に関する事務事業
	自主防災組織備品購入補助金
	その他防災に関連する業務
交通防犯係	交通事故防止対策業務
	交通安全施設の設置整備及び修繕業務
	交通災害見舞金業務
	交通指導員業務
	防犯対策業務
	防犯灯の設置整備、維持管理業務
	防犯灯設置費等補助事業

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
防災消防係	①防災行政無線に関する事務事業	業務の信頼性及び法令遵守
	②消防水利、施設整備等に関する業務	資産の保全
	③宇城市消防団活動等に関する業務	業務の信頼性及び資産の保全 有効性
	④宇城市消防団運営費補助金	有効性・効率性及び法令遵守
交通防犯係	⑤防犯灯の設置整備、維持管理業務	業務の信頼性及び資産の保全 効率性
	⑥防犯灯設置費等補助事業	有効性・効率性及び法令遵守

3 監査の主な着眼点

- ①非常時の災害情報や避難情報等について市民に迅速かつ広範囲に情報伝達が適切にできる仕組みが整っているか等について監査した。
- ②アセットマネジメント計画が策定され施設の点検・補修などの維持管理が適切に実施されているか等について監査した。
- ③報酬は適切に支払っているか、消防車・ポンプ等の管理は適切に行っているか等について監査した。
- ④⑥事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助の目的及び必要性が明確になっているか、補助対象事業は経済性・効率性及び有効性の観点から常に見直しされているか等について監査した。

ついて監査した。

- ⑤防犯施設の管理台帳を作成し定期的にアセットマネジメントを実施しているか等について監査した。

4 監査の結果

「改善を要するもの」

- 防災行政無線の適正管理手続きの改善及び機能性の向上を求めたもの

防災行政無線管理規程では、無線業務日誌、点検記録簿の作成が義務づけられているが作成されていない。防災行政無線管理規程に基づき適正な管理及び運用を求める。

また、防災行政無線設備の機能性については、合併前に整備された施設がほとんどで、合併後、平成18年度に松橋町、平成19年度に三角町、平成20年度に豊野町の改修等整備が行われているが、経年による施設の不具合等の発生が懸念されている。中長期計画を策定し整備をしていくとのことだが、市民に迅速かつ確実に情報を伝えられるよう早急に計画策定を行なわれない。

- 積載車格納庫、積載車及びポンプについて管理の改善を求めたもの

公有財産である積載車格納庫、備品である積載車及びポンプについては、宇城市財産管理規則第33条の規定及び物品管理規則第20条の規定に基づく財産台帳、備品台帳を作成し管理することになっているが作成されていない。また、行政区で建設した積載車格納庫の修理が宇城市でなされているなど積載車格納庫の財産的帰属が曖昧である。今後は各行政区の積載車格納庫については、財産の法的権原を明確にして適正に管理する必要がある早急に改善されたい。

「その他の意見」

- 宇城市消防団活動等に関して事業評価を求めたもの

非常備消防である消防団の活動に対し、報酬、費用弁償等約6,500万円が、また、宇城市消防団運営費補助金845万円が支出されている。これらの経費は、主として消防団の運営、消防団員の確保、資質の向上を目的としたものであり、その有効性の評価項目として団員数の推移の分析、出初式、操法大会など各分団員の出勤状況（出勤率）を把握し評価するべき必要があるが、行事の出勤状況については把握されていなかった。今後、随時、団員数、団員の活動等を把握し事業の有効性の評価を実施されたい。

- 防犯灯の電気代の削減を求めたもの

平成27年度防犯灯の電気代として、市管理分、行政区管理分併せて25,788千円支出されている。平成28年度から3年計画で行政区管理分については、防犯灯約4000基を電気代の安いLEDに変更することになっているが、市全体として防犯灯の電気代削減のためには、市管理分についても対策を講じる必要がある。

(参考資料) 合併前の行政無線の設置年度の状況一覧

旧町名	同報系				移動系					地域防災			
	中継局数	拡声器の数	戸別受信の数	導入年度	基地局	中継局	移動局	導入年度	代替システム	基地局	中継局	移動局	導入年度
三角町													
不知火町	1	26	300	平成12年度					MCA無線				
松橋町										1	1	126	平成10年度
小川町	0	32	3400	平成14年度	1	0	5	平成14年度					
豊野町	0	32	44	昭和63年度	1	0	9	昭和63年度					

備考・移動系については、旧不知火町のMCA無線を除き廃止を行っている。

・松橋町の地域防災に係る移動局についても廃止している。

・合併後においては、平成18年度に松橋町、平成19年度に三角町、平成20年度に豊野町の改修等整備を行っている。

(参考資料) 宇城市消防団定員数及び実員数

所属名	年度	定員数			実員数		
		団員定数 (A)	機能別 団員数 (B)	班定数 (C)=(A)+(B)	班員数 (実員) (D)	機能別 団員数 (E)	団員数 (F)=(D)+(E)
三角方面隊	平成28年度	320	43	363	273	53	326
	平成27年度	320	43	363	274	50	324
	平成26年度	320	43	363	289	46	335
不知火方面隊	平成28年度	252	9	261	212	53	265
	平成27年度	252	9	261	213	51	264
	平成26年度	252	9	261	218	51	269
松橋方面隊	平成28年度	421	22	443	421	43	464
	平成27年度	421	22	443	422	39	461
	平成26年度	421	22	443	419	36	455
小川方面隊	平成28年度	379	69	448	324	78	402
	平成27年度	379	69	448	332	73	405
	平成26年度	379	69	448	344	65	409
豊野方面隊	平成28年度	191	14	205	191	11	202
	平成27年度	191	14	205	188	8	196
	平成26年度	191	14	205	194	8	202
部長以上 (男性)	平成28年度	102	0	102	102	0	102
	平成27年度	102	0	102	102	0	102
	平成26年度	102	0	102	102	0	102
女性分団	平成28年度	70	0	70	60	1	61
	平成27年度	70	0	70	62	1	63
	平成26年度	70	0	70	62	0	62
合計	平成28年度	1,735	157	1,892	1,583	239	1,822
	平成27年度	1,735	157	1,892	1,593	222	1,815
	平成26年度	1,735	157	1,892	1,628	206	1,834

総務部 公共施設マネジメント課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
財産管理係	宇城市固定資産台帳作成事務
	市有財産の公売及び払下げに関する業務
	マイクロバス管理業務
	財産管理一般業務
	庁舎管理業務（施設・維持管理）
	公有財産建物・公用車損害保険業務
	公用車管理業務（維持管理）

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
財産管理係	①市有財産の公売及び払下げに関する業務	資産の保全
	②財産管理一般業務	資産の保全
	③庁舎管理業務（施設・維持管理）	資産の保全
	④土地の貸付（交番用地・雇用促進住宅駐車場2件・職業安定所用地・老人ホーム）	資産の保全、法令遵守

3 監査の主な着眼点

- ①市有財産の取得・管理・処分の方針等について監査した。
- ②台帳が整備され正しく記録されているか、台帳と現物の照合（実査）を定期的に行っているか、資産が有効活用されているか（稼働率が低い施設への対策は妥当か）等について監査した。
- ③庁舎の維持管理は適切か、また全庁の基準は策定されているか、アセットマネジメント計画が策定され、施設の点検、補修などの維持管理が適切に実施されているか、施設管理のうえで必要な資格者は置いているか等について監査した。
- ④市有財産の無償貸し付け基準の設定等について監査した。

4 監査の結果

「改善を要するもの」

- 小川駅市営駐車場の使用料の徴収手続きの改善を求めるもの
小川駅市営駐車場使用料の徴収は、地方自治法第243条及び地方自治法施行令第158条の規定に基づき私人に収納事務を委託しているが、領収書の必要な利用者については、収納額を指定金融機関に払い込む際に収納額から領収書の必要な利用者分を差し引いて払い込み、領収書の必要な利用者分は別途払い込んでいる。領収書は収納受託者名で発行し、払い込みは収納した全額を払い込むよう改められたい。
- 飲料水等の自動販売機の行政財産目的外使用料の法令遵守及び改善を求めたもの
飲料水等の自動販売機は、本庁舎をはじめ各所に設置されているが、設置する際に販売額の数

パーセントの抛出を設置料として契約しているものがある。このような設置料は、宇城市行政財産使用料条例に規定されている使用料とは解釈できない。私法の契約自由の原則は行政財産の管理には適用されない。設置料が必要であれば当該条例に明確に使用料として規定し徴収するべきと考えられ改善を要する。

「その他の意見」

○ 市有財産の無償貸付について適正な管理を求めたもの

市有財産を無償で貸し付けているものがあるが、市有財産を宇城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項第3号の規定に基づく無償貸付の場合は審査会への諮問が必要である。また、無償貸付財産の中に無償貸付の必要性が乏しい無償貸付財産が見受けられる。必要性を吟味し必要がないものについては、契約を更改するなどして適正な管理を図られたい。

○ 遊休市有財産の適切な管理をもとめたもの

普通財産台帳によれば多くの遊休市有財産と見受けられるものを保有しているが、遊休財産には保有コストが伴う。今後における活用の可能性について調査・検討され、売却可能な遊休財産については、効率的な財産管理を実施するために「小規模な土地を随意契約（払い下げ）により売却することができる事務取扱要綱」に基づき遊休市有財産の積極的な売却に努められたい。

企画部 企画課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
企画政策係	NHKのど自慢に関する業務
	広域連携及び各種協議会に関する業務
	道の駅維持管理に関する業務
	三角港無料 Wi-Fi スポット整備に関する業務
	観光 WEB アプリケーション設計構築・保守運用に関する業務
	世界遺産登録記念切手シートに関する業務
	三角西港プロジェクトに関する業務
企画調整係	乗合タクシー運行事業補助事業
	地方バス運行等特別対策補助事業
	コミュニティ助成事業に関する事務
西港交流促進室	地方創生先行型事業（遊覧船有償実証運行事業）
広報係	広報紙の編集・発行
	ホームページの運用と管理

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
企画政策係	①道の駅維持管理に関する業務	有効性・効率性及び業務の信頼性
	②三角港無料 Wi-Fi スポット整備に関する業務	有効性・効率性及び法令遵守
	③観光 WEB アプリケーション設計構築・保守運用に関する業務	有効性・効率性及び法令遵守
	④三角西港プロジェクトに関する業務	有効性・効率性及び法令遵守
企画調整係	⑤地方バス運行等特別対策補助事業	有効性・効率性及び法令遵守
	⑥乗合タクシー運行事業補助事業	有効性・効率性及び法令遵守
	⑦コミュニティ助成事業に関する事務	有効性・効率性及び法令遵守
広報係	⑧広報の編集・発行	有効性・効率性及び業務の信頼性
	⑨ホームページの運用と管理	有効性・効率性及び業務の信頼性

3 監査の主な着眼点

- ①道の駅の維持管理は適切か、道の駅の指定管理者とは連携し適切な指導を行っているか等について監査した。
- ②③④契約については、事業目的に適合しているか、契約の目的と比較して、効率的、経済的で委託又は設計数量は適切か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、契約変更理由は妥当か、また指示書等を作成して適切に行っているか、契約どおり施行されているか検査しているか等について監査した。
- ⑤⑥⑦事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助の目的及び必要性が明確に

なっているか、補助対象事業は経済性・効率性及び有効性の観点から常に見直しされているか等について監査した。

⑧広報紙は経済的・効果的に発行されているか、メディアとの連携は適切か等について監査した。

⑨ホームページは適切に更新されているか等について監査した。

4 監査の結果

「改善を要するもの」

○ 広報の印刷契約の改善を求めたもの

毎月1回広報紙の発行に伴い印刷業者と必要部数と金額を契約しているが、契約部数以上の部数を発注しており、発注部数と契約部数の整合性を図られたい。

「その他の意見」

○ 三角西港の維持管理所管の一体化を求めたもの

無料Wi-Fiスポット整備事業によってムルドルハウスにLANを設置し無料Wi-Fiで三角西港全体をカバーできるよう計画し整備されたが、旧高田回漕店周辺ではWi-Fiが機能していない。Wi-Fiスポットを追加整備するには世界遺産による造作制限もあらうと思うが、西港全体をカバーできるものでなければ観光客への十分な利便性や満足度の提供とは言えない。

また、三角西港プロジェクト事業では長時間滞在型プログラムの企画提案があっている。世界遺産による造作制限で活用できないとのことで事業化を保留しているが、当事業は三角西港周辺の活性化の目的で委託しているもので提案された企画は三角東港においても活用できるものである。

今後は、これらの事業効果が発揮できる対策を講じられたい。

更に、三角西港に係る事業は多種多様であり所管部署も企画課、三角支所、文化課、商工観光課と多岐にわたっている。そのため連携を密にすることはもとより、統括的な部署を設けるなど課題や問題点の共有化を進め有効的・効率的な事業の実施を図られたい。

○ 地方バス運行等事業及び乗合タクシー運行事業の経済性・効率性を求めたもの

現在、バス会社3社の23路線に対し運行等特別対策補助金として一般財源から83,169千円が支出されているが、利用者減による本数減が更なる利用者減を招くなど悪循環に陥っている。児童や高齢者等交通弱者の移動手段を確保することは、公共の福祉の向上、まちづくりの観点から必要なインフラであると考えるが、利用者向上対策を図られたい。

乗合タクシー運行に対しては、戸馳地区、海東地区、小野部田地区、長崎地区で市から補助がなされているが、乗合率の低迷及び利用者の固定化が見られる。住民への更なる周知の徹底や運行ルート・ダイヤの見直し等により乗合率を高め、効率的な事業実施を図られたい。

企画部 情報統計課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
情報管理係	マイナンバー制度導入事業
	基幹系システム運用管理業務
	基幹系システム帳票管理及び印刷業務
	基幹系電算システム更新事業
	校務システム更新運用事業
	情報セキュリティ等対策業務
	情報系システム及びネットワーク運用管理業務
	情報端末等管理業務
	電子自治体推進業務
統計係	平成27年国勢調査

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
情報管理係	①基幹系電算システム更新事業	有効性・効率性及び法令遵守
	②校務システム更新運用事業	有効性・効率性及び法令遵守
	③情報系システム及びネットワーク運用管理業務	有効性・効率性及び法令遵守
	④基幹系システム運用管理業務	有効性・効率性及び法令遵守
	⑤マイナンバー制度導入事業	有効性・効率性及び法令遵守
統計係	⑥平成27年国勢調査	業務の信頼性及び法令遵守

3 監査の主な着眼点

- ①～④電算システムの更新が適切か、運用管理は適切か等について監査した。
- ⑤マイナンバー制度導入は適切か、個人情報の漏えい防止の取り組みが適切にされているか等について監査した。
- ⑥調査は適正に行われたか、個人情報の漏えい防止の取り組みが適切にされているか等について監査した。

4 監査の結果

「その他の意見」

- 基幹系システムの経済的かつ効率的な保守委託を求めたもの

総合行政システムサポート業務委託、総合行政システム用電算機器保守業務委託、総合行政システム機器保守業務委託が施行されているが、住基ネット機器保守業務委託、戸籍システム保守業務委託などの個別システムの保守業務は、その仕様書に含まれているにもかかわらず別途委託されている。また、契約書で保守業務の実施時期が曖昧になっているものがあつた。システムの保守業務、機器の保守業務などIT化によるシステム保守や機器保守は支障なく持続的に作動するためには必要なことと考えるが、保守委託等における契約内容と実施時期については、経済的

かつ効率的な保守委託に努められたい。

○ マイナンバー制度導入における情報セキュリティの強化を求めたもの

社会保障・税番号（マイナンバー制度）に対応するためのシステム改修、機器類の購入、中間サーバー導入負担金等に一般財源 16,126 千円が支出され導入されているが、情報セキュリティについて、国からセキュリティ強靱化モデルが示されているものの現状の運用のまま導入すると経費が膨大になるので運用と経費のバランスを勘案し対応するとしているが、情報セキュリティについては重要なリスクが含まれており十分な対策を図られたい。

（参考資料） 平成27年度 システム別保守費等支出額

契 約 内 容		契約の相手	平成27年度 支出額
契 約 名 称	契約期間		
総合行政システムサポート業務委託料	H27. 4. 1～H27. 6. 30	(株) RKKコンピューターサービス	2,721,600
総合行政システム機器（ミドルウェア）保守業務委託料	H27. 4. 1～H27. 6. 30	(株) RKKコンピューターサービス	178,200
総合行政システム用電算機器保守業務委託料	H27. 4. 1～H27. 6. 30	(株) RKKコンピューターサービス	1,672,920
総合行政システム付帯ソフトウェア保守業務委託料	H27. 10. 1～H28. 3. 31	(株) RKKコンピューターサービス	447,120
総合行政システム法改正に伴うシステム改修業務委託料（定額制）	H27. 4. 1～H27. 6. 30	(株) RKKコンピューターサービス	2,093,040
基幹系システム一次調達分機器保守業務委託料	H27. 7. 1～H32. 3. 31	九電ビジネスソリューションズ（株）熊本支店	741,548
基幹系システム二次調達分機器保守業務委託料	H27. 7. 1～H32. 3. 31	九電ビジネスソリューションズ（株）熊本支店	1,613,137
ドライシーラー機（圧着機）保守業務委託料	H27. 4. 1～H28. 3. 31	テクノ・トッパン・フォームズ（株）西日本サービス部	375,840
総合行政システム基本ソフトウェア使用料	H27. 4. 1～H27. 6. 30	(株) RKKコンピューターサービス	2,167,560
総合行政システムASPサービス利用料	H27. 7. 1～H32. 3. 31	(株) RKKコンピューターサービス	41,796,000
戸籍総合システム保守業務委託料	H27. 4. 1～H28. 3. 31	(株) RKKCSソフト	4,834,080
戸籍総合システム機器保守業務委託料	H27. 4. 1～H28. 3. 31	(株) RKKCSソフト	388,800
住基ネット機器保守業務委託料	H27. 4. 1～H28. 3. 31	(株) RKKコンピューターサービス	920,160
住基ネットCSメンテナンス対応業務委託料（第1回）	H27. 6. 15～H27. 7. 31	(株) RKKコンピューターサービス	97,200
住基ネットCSメンテナンス対応業務委託料（第2回）	H27. 12. 7～H27. 12. 28	(株) RKKコンピューターサービス	97,200
住基ネットサーバ用ウイルス対策ソフト更新ライセンス	H27. 11. 1～H28. 10. 31	(株) RKKコンピューターサービス	37,260
宇城市学校ICT環境整備事業 校務用（教員用）パソコン	H27. 9. 7～H32. 1. 31	(株) DAZZ-STYLE	8,424,000
L GWAN用機器ホスティング利用料	H27. 4. 1～H28. 3. 31	(株) DAZZ-STYLE	207,360
L GWAN接続ルーター賃借料	H24. 4. 1～H28. 3. 31	ソフトバンクモバイル（株）法人第二営業本部 第二営業統括部	62,208
情報系システムサポート業務委託料	H27. 4. 1～H28. 3. 31	(株) 富士通九州システムサービス 熊本事業所	4,147,200
情報系用電算機器保守業務委託料	H27. 4. 1～H28. 3. 31	(株) 富士通マーケティング 熊本支店	5,108,244
計		21件	78,130,677

市民環境部 市民課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
戸籍住民係	戸籍及び住民票の謄、抄本並びにその他証明に関する事務
	戸籍届書の審査及び記録管理に関する事務
国保年金係	保健事業事務
	高額療養費支給事務
	療養費支給事務
	国民健康保険資格関係事務
	国民年金の事務交付金事務
	特定健診・特定保健指導事務
	葬祭費補助金
高齢者医療係	後期高齢者健康審査に関する業務
	後期高齢者医療の資格及び給付に関する事業
	後期高齢者医療保険料の収納・徴収事務
	後期高齢者広域連合負担金納付事務
個人番号係	社会保障・税番号制度事業

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
国保年金係・高齢者医療係	①高額療養費支給事務（国保・後期高齢）	有効性・効率性及び法令遵守
	②資格関係事務（国保・後期高齢）	有効性・効率性及び法令遵守
	③はり・きゅう・あんまマッサージ指圧補助金（国保・後期高齢）	有効性・効率性及び法令遵守
個人番号係	④社会保障・個人番号制度事業	法令遵守
国民健康保険（特別会計）	⑤レセプト点検業務委託	有効性・効率性及び法令遵守
後期高齢者医療（特別会計）	⑥後期高齢者医療保険料（特別徴収分）の平成27年度分還付未済金	法令遵守

3 監査の主な着眼点

- ①②療養費支給手続きは適正に行われているか、事務は適切に執行されているか等について監査した。
- ③事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助の目的及び必要性が明確になっているか、補助対象事業は経済性・効率性及び有効性の観点から常に見直しされているか等について監査した。
- ④国が示しているスケジュールに合わせ、情報保護への対応や条例改正等を確実にしているか等について監査した。
- ⑤国民健康保険連合会の報酬費請求は適正か、療養費支給手続きは適正に行われているか等について

て監査した。

⑥後期高齢者医療の事務は適切に執行されているか等について監査した。

4 監査の結果

「改善を要するもの」

- 高額療養費の交付決定通知に根拠規定を記載するよう検討・改善を求めたもの
高額療養費の交付決定通知がなされているが、交付決定及び教示の根拠規定が記載されていない。これは行政法における準法律行為的行政行為の確認の行政行為であり、行政行為の適法性を遵守するためにも通知文に根拠規定を記載するよう改善されたい。

「その他の意見」

- 高額療養費の交付について被保険者からの早期請求の指導を求めたもの
高額療養費の支給に当たって、被保険者からの請求が国民健康保険法第110条に規定する治療後2年の時効目前に請求されているものが見受けられる。早期に請求するよう指導されたい。
- 後期高齢者医療保険料（特別徴収分）の平成27年度分還付未済金の早期処理を求めたもの
後期高齢者医療保険料の特別徴収分で被保険者の死亡等による還付未済額が平成27年度に86件555,200円発生している。また、歳出還付による対応額も100万円予算化されている。熊本地震の影響で被保険者相続人等への還付処理が進んでいないということだが、長期の保管は消滅時効のおそれもあり速やかに処理されたい。

市民環境部 税務課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
市民税係	個人住民税仮算定・本算定課税処理賦課通知事務
	個人住民税（特別徴収）の賦課、更正及び通知事務
	給与支払報告書に関する事務
	電子申告に関する事務
	法人市民税申告・異動事務
	税に係る申告相談に関する事務
	国民健康保険税の賦課、更正及び通知事務
資産税係	土地の評価、課税（住宅用地申告含む）に関する業務
	家屋の評価、課税に関する業務
	償却資産の課税に関する業務
	家屋の全棟調査に関する業務
地籍情報係	地籍調査後の土地の異動等の管理、地籍調査成果等の交付及び統合型GIS等の管理に関する業務
	地籍調査成果等の修正登記業務

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
市民税係	①給与支払報告書に関する事務	法令遵守
資産税係	②償却資産の課税に関する業務	法令遵守
	③家屋の全棟調査に関する業務	法令遵守

3 監査の主な着眼点

- ①所得把握の方法は適切か、減免手続きは適正に行われているか等について監査した。
- ②公平・公正な課税を行っているか、また未申告者に対し適正な調査を行っているか等について監査した。
- ③市内に存在するすべての家屋及び構築物を正確に把握しているか、未登記家屋に対する課税は適切か等について監査した。

4 監査の結果

「指摘事項」

- 固定資産税の法令遵守・公平性確保を求めたもの

市内に所在する課税特例団体の漁業協同組合、農業協同組合、商工会、日本郵政、九州旅客鉄道、社会福祉法人が所有する固定資産の一部について監査したところ、非課税資産としての地方税法の解釈及び運用は適正である。しかし、その資産の利用実態が把握されておらず、地方税法の解釈及び運用と乖離しており課税資産を非課税及び減免資産として取り扱っていたものがあった。これは、旧町時代に適用を誤り非課税及び減免資産としていたものをそのまま非課税及び減免資産として引き継いだことにより課税漏れとなったものである。このように課税漏れとなっ

た資産が他にも存在すると想定される。早急に現況調査され課税漏れがあった場合は遡及して賦課決定を行うなど適正に対処されたい。

「改善を要するもの」

○ 市民税・国民健康保険税の更正・還付通知書に教示を求めたもの

市民税・国民健康保険税の更正決定通知書・還付通知書に教示の記載がない。教示は行政不服審査法における効力規定である。記載がない場合は行政通知内容に不服がない場合であっても教示の記載がないことをもって行政行為の取り消しを求めて不服申し立て（審査請求）することができる。行政不服審査法第18条に規定する3カ月の教示を記載すること。

○ 金額の正確な訂正を求めたもの

償却資産の申告書において金額が複数桁のうち間違った1桁だけの数字に訂正線を引いて訂正してあるものが見受けられた。金額の訂正は全桁の数字に訂正線を引いてその上に正しい全桁の数字を記入して行うべきものであり改められたい。

健康福祉部 健康づくり推進課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
健康総務係	健康づくり事業
	母子保健事業管理業務（未熟児養育医療・母子保健推進員含）
	予防接種事業
	住民健診事業
	施設管理業務
健康企画係	食生活改善事業（食生活改善推進員育成、自主活動支援、補助金）
	母子健康診査事業
	母子保健指導事業
	乳幼児歯科保健事業

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
健康総務係	①健康づくり事業（健康フェア・健康づくり事業補助金等）	有効性・効率性及び法令遵守
	②個別予防接種業務委託	有効性・効率性及び法令遵守
	③集団健診業務委託（一括健診、選択健診）	有効性・効率性及び法令遵守
健康企画係	④妊婦健康診査及び乳幼児精密健康診査業務委託	有効性・効率性及び法令遵守

3 監査の主な着眼点

- ①事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助の目的及び必要性が明確になっているか、補助対象事業は経済性・効率性及び有効性の観点から常に見直しされているか等について監査した。
- ②～④ 1 4 件の委託契約の中から 3 件を選び、契約は事業目的に適合しているか、契約の目的と比較して、効率的、経済的で委託又は設計数量は適切か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、契約変更理由は妥当か、また指示書等を作成して適切に行っているか、契約どおり施行されているか検査しているか等について監査した。

4 監査の結果

「改善を要するもの」

- 健康づくり補助金の交付事務の検討・改善を求めたもの

健康づくり補助金の交付事務で、7月21日に交付申請が受け付けられているが、9月7日に交付決定されているものが見受けられた。宇城市補助金等交付規則第6条第1項で「当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。」とされており、以後の事業活動にも影響があることから、交付申請受付後速やかに交付決定されるよう改善されたい。

○ 予防接種助成事業事務の検討・改善を求めたもの

予防接種料の助成事業で、交付申請額が7,700円となっているものの10,000円の交付決定がなされ支出は7,700円となっていたものがあった。これは瑕疵ある法律行為と言わざるを得ない。

また、インフルエンザ予防接種助成事業で、依頼書交付申請書に押印がされていないものがあった。受付は「受理」という法律行為であり瑕疵ある受付といえる。押印されるまで手続きを保留するなど対処されたい。

更に、高齢者の肺炎球菌ワクチン助成事業で、熊本県医師会からの請求書で接種者の記載がないものが見受けられた。接種事故が発生した場合の責任の所在が不明確となり市の連帯責任のおそれがあり請求書の確認を徹底されたい。

「その他の意見」

○ 健康づくり補助事業の有効性の向上を求めたもの

健康づくり補助事業が各行政区単位で実施されているが、少人数の参加者で実施されているものや、事業を実施されていない行政区もあるなど行政区で温度差がある。

この事業は健康づくりに有効であるとして推進しているのであれば、市民全員が享受できるよう健康づくり推進員の研修会等において、全区実施の啓発や実績報告書に実施した周知方法を記載させるなどして、この事業の有効性を向上させる方策を検討されたい。

○ 健康フェア開催の必要性を求めたもの

平成27年度の健康フェアへの参加者が平成26年度に比べて約350人減少している。また、関係部署との打ち合わせ会議が少なく会議に1回も出席されていない部署もあり、関係部署間で健康フェアの目的について共通認識が薄く、単に予算執行のために漫然と開催されているように受け止められる。健康フェアの必要性を吟味し関係部署間で連携を深め意義のある開催に努められたい。

(参考資料) 健康づくり地域活動補助金申請一覧

町名等	世帯数	料理教室		運動教室		健康教室		合計参加人数
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
三角町	3,401	18	475	17	665	10	269	1,409
不知火町	3,440	15	589	32	1,446	19	548	2,583
松橋町	9,874	21	467	34	2,273	23	887	3,627
小川町	4,827	19	535	29	1,236	27	811	2,582
豊野町	1,666	8	185	12	504	16	417	1,106
宇城市	23,208	81	2,251	124	6,124	95	2,932	11,307

(参考資料) 予防接種一覧表

予防接種名	対象者	補助率
定期予防接種・・・実施主体は市町村。（予防接種法に基づく）		
【A類】（主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点。本人に努力義務。接種勧奨有り。）		
ヒブ	生後2か月～5歳になる前日まで 初回として、27日以上の間隔をおいて3回 追加として、初回終了後7月以上の間隔をおいて1回	100%
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳になる前日まで 初回として、27日以上の間隔をおいて3回 追加として、初回終了後60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降に1回	100%
B型肝炎（H28.10～）	生後2か月に1回目 その後27日以上の間隔をあけて生後約3か月で2回目 1回目から139日以上の間隔を置いて生後7～8か月ごろに3回目 （定期接種としては1歳になるまでに接種を完了）	100%
BCG	生後1歳になる前日まで（生後5か月～8か月）	100%
四種混合（三混+ポリオ）	生後3か月～7歳6か月になる前日まで…3回+1回 初回・・・3週間以上の間隔をおいて（標準として生後3か月から12か月までに、3～8週の間隔で）3回 追加・・・初回終了後6か月以上の間隔をおいて（標準として初回終了後12か月から18か月後に）1回	100%
不活化ポリオ	四種混合へ移行中	100%
三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）	四種混合へ移行 ※2016年7月15日をもって有効期限内にある三種混合ワクチンはなく、また、2016年10月1日現在、国内で三種混合ワクチンの製造は行われていない	100%
二種混合（ジフテリア・破傷風）	1歳～13歳になる前日まで	100%
麻疹風疹混合（MR）	I期…1歳代（生後12～24か月未満の間に1回） II期…年長児（5～7歳未満で小学校就学前1年間に1回）	100%
水痘（みずぼうそう）	1歳以上3歳未満（初回から3か月以上の間隔をおいて、合計2回） （標準的なスケジュールは生後12～15か月に至るまでに1回、1回目の接種終了後6～12か月に至るまでの間隔をおいて2回目を接種）	100%
日本脳炎	3歳…500人×2回 4歳…500人×1回 9歳以上13歳未満…500人×1回 20歳未満…1,000人 〔初回〕 接種開始年齢 3歳～ 回数 7～28日の間隔で2回接種し、2回目の約1年後に3回目を接種 ※ 3回目接種は7歳6か月までに完了する 〔追加〕 9歳で1回接種する 〔特例措置〕・・・実施規則附則第5条 1995年（平成7年）4月2日～2007年（平成19年）4月1日生まれの人 20歳までの間なら定期接種（見合わせ期間中に接種しなかった回数） 〔特例措置〕・・・実施規則附則第4条 2007年（平成19年）4月2日～2009年（平成21年）4月1日生まれて9歳～13歳未満にある者で定期の回数を接種していない者	100%
子宮頸がん	中学1年生となる年度に3回	100%
【B類】（主に個人予防に重点。努力義務無し。接種勧奨有り。）		
インフルエンザ	65歳以上+条件有の60歳～65歳未満	50% （上限2,000円）
成人用肺炎球菌（H26.10～）	年度末年齢が65歳の者+条件有の60歳～65歳未満 〔特例措置〕年度末年齢が65・70・75・80・85・90・95・100歳の者 （平成27年4月1日～平成31年3月31日の間）	50% （上限4,000円）
任意予防接種・・・希望者が各自で受ける		
インフルエンザ	0～12歳…2回 13歳～15歳…1～2回 条件有の60歳未満	50% （上限2,000円）
風しん予防接種（H26.10～）	抗体価の低い妊娠を希望する者 あるいは抗体価の低い妊婦の同居家族	上限10,000円

健康福祉部 高齢介護課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
介護保険係	事業費補助金関係業務
	介護給付費給付関係業務
	要介護認定関係業務
	介護予防事業関係業務
	包括的支援・任意事業関係業務
	介護給付費適正化関係業務
高齢者支援係	金婚夫婦表彰事業（ダイヤモンド婚、プラチナ婚含む）
	シルバー人材センター補助金
	老人クラブ連合会補助金
	敬老会事業費補助金
	高齢者住宅改造助成扶助費
	米寿敬老祝品支給事業
	百歳到達者・百歳超高齢者敬老祝金支給事業
	養護老人ホーム入所措置業務
	老人福祉施設管理業務委託
	安心相談確保事業委託
	高齢者介護用品給付扶助費

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
介護保険係	①介護保険関係（認定・給付・不納欠損を含む徴収等）	有効性・効率性及び法令遵守
	②介護保険施設整備関係（介護施設開設補助金、地域介護・福祉空間整備等補助金）	有効性・効率性及び法令遵守
高齢者支援係	③老人福祉関係（老人クラブ・敬老会への補助金等）	有効性・効率性及び法令遵守
	④シルバー人材センター運営補助	有効性・効率性及び法令遵守
	⑤養護老人ホーム入所措置業務	有効性・効率性及び法令遵守

3 監査の主な着眼点

- ①介護保険認定・給付関係、保険料の徴収事務について、各種法令等に基づき事務は適切に執行されているか、保険料の賦課処理・収納管理・滞納整理は適正に行っているか等について監査した。
- ②介護保険事業計画に基づく運用基準、要綱等は制度の目的に合致して整備されているか、事業の運用は公正円滑に行われ、計画的かつ効率的に行われているか等について監査した。
- ③④事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助の目的及び必要性が明確にな

っているか、補助対象事業は経済性・効率性及び有効性の観点から常に見直しされているか等について監査した。

⑤法令に基づき公平・公正な事務を行っているか等について監査した。

4 監査の結果

「改善を要するもの」

○ 介護保険料の徴収において検討・改善を求めたもの

介護保険料の収入未済額の削減は決算審査においても指摘したところであるが、今回差し押さえ財産を把握するために金融機関へ滞納者の預金照会をされているが、金融機関からの手数料請求書に添付されている照会者一覧表によると、滞納者の配偶者、世帯主への預金照会はなされていないように見受けられた。介護保険法第132条の規定では、配偶者、世帯主へも連帯責任を認めている。滞納者の配偶者、世帯主も預金照会し預金残高があれば差し押さえするなどして収入未済額の削減に努められたい。

○ 還付、充当、更正通知書の検討・改善を求めたもの

介護保険の被保険者の死亡及び所得修正などにより介護保険料に変更が生じた場合に介護保険料の更正決定通知書及び還付通知がなされるが、この通知書への教示の記載がない。教示は行政不服審査法における効力規定である。記載がない場合は行政通知内容に不服がない場合であっても教示の記載がないことをもって行政行為の取り消しを求めて不服申し立て（審査請求）することができる。行政不服審査法第18条に規定する申立期間3カ月の教示をおこなうこと。

○ 郵便切手受払簿の作成による検討・改善を求めたもの

介護保険の被保険者への往返信書類は多量に上っていると考えられるが、平成27年5月11日に82円切手1,000枚を82,000円で購入している。これについては郵便切手受払簿等が作成されていない。郵便切手は一般的に消耗品と解されているが、金銭的価値を有する金券でもあるので適正な管理を行いその保全を図られたい。なお、総務課における共同発送による対応も考えられるが、共同発送の利点と個別発送の必要性とを介護保険事務の態様から比較検討し経費節減を図る合理的な方法で対応されたい。

「その他の意見」

○ 高齢者に対する虐待防止について法令遵守を求めたもの

高齢者への虐待相談が20件ほどあっているが、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第3条には、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されている。この法律の適正な運用を図るためにも高齢者虐待防止ネットワークなど構築されていないように見受けられるので、早急に体制の整備を図られたい。

土木部 土木課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
管理係	市道認定、区域の決定、廃止及び道路台帳管理事務
	県管理施設業務委託事務（護岸雑草、台湾ナギ、防潮、樋門水門等）
用地係	交付金道路改良事業に係る用地取得事務
	単独費道路・河川改良事業等に係る用地取得事務
	未登記用地解消事務
土木維持係	交付金道路改良事業
	長崎久具線交付金（不知火工区）道路改良事業
	道路・河川・橋梁等維持事業
	橋梁長寿命化修繕計画策定事業
	単独費道路・河川改良事業
	公共土木施設災害復旧事業

2 監査対象事務事業

係名	定期監査対象事務事業名	内部統制の主目的
用地係	①向久原松橋線交付金建物等調査業務委託	有効性・効率性及び法令遵守
土木維持係	②道路新設改良費への流用（3件）	有効性・効率性及び法令遵守
	③プレートコンパクター購入（2件）	有効性・効率性及び法令遵守
	④鹿児島本線松橋・小川間西下郷踏切の拡幅工事の施工に係る協定	有効性・効率性及び法令遵守
	⑤宇城市管内橋梁詳細点検業務委託	有効性・効率性及び法令遵守
	⑥土地の賃借（東松崎字中川 589-2 他）	有効性・効率性及び法令遵守
	⑦樋ノ口大野橋線道路維持工事	有効性・効率性及び法令遵守
	⑧塚原区内3号線他1路線道路維持工事	有効性・効率性及び法令遵守
	⑨東部幹線1号線交付金（舗装）工事	有効性・効率性及び法令遵守
	⑩権現前島線交付金（舗装）工事	有効性・効率性及び法令遵守
	⑪向久原松橋線交付金（舗装）工事	有効性・効率性及び法令遵守
	⑫川尻住吉線交付金（黒橋）橋梁補修補強工事	有効性・効率性及び法令遵守
	⑬浅井手川河川維持工事（浚渫工）	有効性・効率性及び法令遵守
	⑭山崎・二本松線道路単独災害復旧工事	有効性・効率性及び法令遵守
	⑮正ノ浜3号線道路維持（側溝）工事	有効性・効率性及び法令遵守
	⑯御手洗川上流川河川災害復旧工事	有効性・効率性及び法令遵守
	⑰園川上流川河川災害復旧工事	有効性・効率性及び法令遵守

3 監査の主な着眼点

- ①財産取得の手続きは適正か、違法又は不当なものはないか、財産の取得相手・時期及び価格は適切か、財産の取得登記又は登録は適時・適正になされているか、土地建物等の購入は計画的に

なされているか等について監査した。

- ②③支出負担行為は予算の範囲内でなされているか、予算流用・予備費充用・不用額はないか、債務負担行為・継続費・繰越明許費に係る支出負担行為は適正になされているか、支出負担原因行為は適切か等について監査した。
- ④⑤契約は事業目的に適合しているか、契約の目的と比較して、効率的・経済的で委託又は設計数量は適切か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、契約変更理由は妥当か、また指示書等を作成して適切に行っているか、契約どおり施行されているか検査しているか等について監査した。
- ⑥～⑰事業目的に適合しているか、諸法令・省令やガイドライン等に則った設計か、設計・積算に係る条件は適切に設計図書に明示しているか、積算・工法は積算基準に従い適正に行なっているか、見積の徴取は適切か、材料・施工法にコスト比較、標準仕様を採用するなど、コスト低減が図られているか、目的と比較して、効率的・経済的で委託又は設計数量は適切か、標準図の作成など設計業務の効率化が行われているか、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、契約変更理由は妥当か、また指示書等を作成して適切に行っているか、契約の監理及び監督体制は整い監理・検査は適正に行なわれているか、設計どおり施工されているか等について監査した。

4 監査の結果

「その他の意見」

- 樋ノ口大野橋線道路維持工事における施工業者の有効性を求めたもの
樋ノ口大野橋線道路維持工事における施工業者の工事成績評価が35点となっている。当該業者の今後の指名については建設工事指名業者選定基準に基づき厳正に対処すべきである。
- 塚原区内3号線他1路線道路維持工事の法令遵守を求めたもの
塚原区内3号線他1路線道路維持工事の自由勾配側溝敷設において擁壁取壊しの変更や舗装面積の変更があっており、工事契約約款第18条又は第19条の規定により変更してあるが、変更する場合の根拠規定の適用に当たっては慎重な運用を求める。
- 園川上流川河川災害復旧工事に係る法令遵守を求めたもの
園川上流川河川災害復旧工事における特記仕様書においては、山砂等の資材を使用する場合は、材料使用願いにあわせて採取許可書の写しを添付するように規定されているが、採取許可書が添付されないままに承認されている。承認にあたっては仕様書どおりの履行を徹底されたい。

土木部 都市整備課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
都市計画係	公園に関する業務
	都市計画審議会に関する業務
	景観審議会に関する業務
駅周辺開発係	松橋駅周辺整備事業
建築住宅係	市営住宅施設管理業務
	市営住宅入居者管理業務

2 監査対象事務事業

係名	定期監査対象事務事業名	内部統制の主目的
都市計画係	①公園管理に関する委託	業務の信頼性及び法令遵守
	②公園の草刈、除草、消毒及び清掃等	業務の信頼性及び法令遵守
	③多目的広場の草刈、除草、消毒及び清掃等	業務の信頼性及び法令遵守
	④土地の賃借（相良堂公園・誉ヶ丘公園・希望の里団地敷地借入）	資産の保全及び法令遵守
建築住宅係	⑤住宅使用料・駐車場使用料の収入未済額	資産の保全及び法令遵守
	⑥豊福団地屋根改修工事	有効性・効率性及び法令遵守

3 監査の主な着眼点

- ①～③委託契約に係る事務が契約書・仕様書等に基づき適正に実施されているか、履行確認が適切に実施されているか、委託事業実施における受託者の内部統制整備状況が所管課として確認できているか等について監査した。
- ④法令に基づいて財産の区分・貸付け等管理手続きが適正に行なわれているか、台帳が整備され正しく記録されているか、台帳と現物の照合（実査）を定期的に行っているか、資産が有効活用されているか（稼働率が低い施設への対策は妥当か）等について監査した。
- ⑤家賃収納事務は適切に実施されているか、滞納管理は適切に行われているか等について監査した。
- ⑥事業目的に適合しているか、諸法令・省令やガイドライン等に則った設計か、設計・積算に係る条件は適切に設計図書に明示しているか、積算・工法は積算基準に従い適正に行なっているか、見積の徴取は適切か、材料・施工法にコスト比較、標準仕様を採用するなど、コスト低減が図られているか、目的と比較して、効率的・経済的で委託又は設計数量は適切か、標準図の作成など設計業務の効率化が行われているか、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、契約変更理由は妥当か、また指示書等を作成して適切に行っているか、契約の監理及び監督体制は整い監理・検査は適正に行なわれているか、設計どおり施工されているか等について監査した。

4 監査の結果

「改善を要するもの」

○ 住宅使用料収入未済額について検討・改善を求めたもの

住宅使用料の収入未済額が 59,063 千円と多額に上っている。明け渡し訴訟を提起した者に残存している滞納額、生活困窮者に係る滞納額、死亡者に係る滞納額など滞納に至ったケースは様々であるが、先ず滞納者の生活実態を入念に調査し回収することが公平性を確保する基本である。その中には債権が消滅するであろう滞納額、生活が困窮し納付困難な者の滞納額など徴収不能と認められるような滞納額があるが、債権として継続的に管理しておくことが不合理であるとして、法律も次のとおり欠損の方法について規定しているので法律を適正に運用して処理されたい。

イ 地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定による徴収の停止については、時効の中断は無いので 10 年経過することで議会の議決により債権放棄する。

ロ 生活困窮者については、同法施行令第 171 条の 6 の規定による履行延期の特約を行い、その状態が 10 年間続き資力が回復しない場合は同法施行令第 171 条の 7 の規定による債権の免除（議会の議決はしない）。

ハ 宇城市営住宅管理条例第 16 条の規定による家賃の減免または徴収猶予の制度はあるが、時効の中断は無いので 10 年経過で議会の議決により債権放棄。

○ 豊福団地屋根改修工事の検討・改善を求めたもの

豊福団地屋根改修工事に当たり、許可を受けた既設太陽熱温水器 9 台の撤去及び再設置の費用が事業費から支出されている。これは個人所有の施設であり公費支出は公平性を欠くものである。今後は、設置許可するにあたり工事等に支障がある場合には自費撤去による原状回復の条件を付して許可されたい。

「その他の意見」

○ 自治会委託の公園管理について有効性を求めたもの

自治会に管理委託している公園 35 か所の中には、現状から察すると公園として管理するべきものか、また利用の形跡が感じられないものもあり、公園として管理することの判断に窮するものもある。実態を調査して公園としての有効性を高められたい。

教育部 教育総務課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
総務係	教育委員会の運營業務
	教育課程特例校事業
	国際国内交流事業
	災害共済給付業務
	奨学金事業
施設係	非構造部材改修事業
	学校施設大規模改修事業
	空調設備設置事業
	小中学校施設管理業務
学務係	就学援助費扶助事業
	私立幼稚園就園奨励費補助事業
	特別支援教育総合推進事業
	市立小中学校フッ化物洗口事業
	スクールバス運行委託事業
	市立学校児童生徒の体育大会等参加費用の補助事業
	学校医委嘱・就学時健康診断事務
	児童生徒及び教職員健康診断事務
	不登校対策宇城っ子ネット事業
	市立小中学校遠距離児童生徒の通学費補助事業
	市立小中学校部活動補助事業

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
総務係	①教育課程特例校事業	有効性・効率性及び法令遵守
	②国際国内交流事業	有効性・効率性及び法令遵守
施設係	③非構造部材改修事業（地震の被害を受けたもののみ）	有効性・効率性及び法令遵守
	④学校施設大規模改修事業	有効性・効率性及び法令遵守
	⑤豊福小学校屋内運動場大規模改修工事	有効性・効率性及び法令遵守
	⑥松橋中学校武道場等非構造部材改修工事	有効性・効率性及び法令遵守
	⑦小学校施設管理業務（金額の大きいものから上位5件）	有効性・効率性及び法令遵守
学務係	⑧就学援助費扶助事業	法令遵守
	⑨私立幼稚園就園奨励費補助事業	有効性・効率性及び法令遵守
	⑩市立学校児童生徒の体育大会等参加費用の補助事業	有効性・効率性及び法令遵守

3 監査の主な着眼点

- ①②⑨⑩事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助の目的及び必要性が明確になっているか、補助対象事業は経済性・効率性及び有効性の観点から常に見直しされているか等について監査した。
- ③～⑥事業目的に適合しているか、諸法令・省令やガイドライン等に則った設計か、設計・積算に係る条件は適切に設計図書に明示しているか、積算・工法は積算基準に従い適正に行なっているか、見積の徴取は適切か、材料・施工法にコスト比較、標準仕様を採用するなど、コスト低減が図られているか、目的と比較して、効率的・経済的で委託又は設計数量は適切か、標準図の作成など設計業務の効率化が行われているか、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、契約変更理由は妥当か、また指示書等を作成して適切に行っているか、契約の監理及び監督体制は整い監理・検査は適正に行なわれているか、設計どおり施工されているか等について監査した。
- ⑦契約は事業目的に適合しているか、契約の目的と比較して、効率的・経済的で委託又は設計数量は適切か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、契約変更理由は妥当か、また指示書等を作成して適切に行っているか、契約どおり施行されているか検査しているか等について監査した。
- ⑧申請書の審査は適正で受給資格は適正か、受給額の算定は適正か、決定通知は適正に行なっているか等について監査した。

4 監査の結果

「改善を要するもの」

○ 就学援助費扶助の認定の検討・改善を求めたもの

就学援助費助成の認定者は、平成27年度812人と前年と比較して83人増加しその内に世帯の所得が生活保護法に規定する基準額の1.3倍の所得額以下でPTA会費、学級費などの学校納付金の納付が悪い者など経済的に困窮している者が186人に上っており、認定者中22.9%で前年の14%から大きく伸びている。そもそも、これはこの要綱の基準が、民生児童委員の意見となっているが、実態は保護者の生活実態を調査することなく、校長からの意見で経済的な困窮度を認定できるように、何らの公証は必要がなく決定できることになっている。また、当該所得該当者が自己の都合で学校納付金を納付しなければ全員が経済的に困窮者として認定せざるを得なくなっている。従って、より公平性を確保し真に援助が必要な者についての裁量が必要であれば羈束裁量となる基準に改善されたい。

○ 私立幼稚園就学奨励費の法令遵守を求めたもの

- イ 私立幼稚園就学奨励費は要綱に該当する園児が在籍する場合は、当該幼稚園の経営者が申請して受給し、完了後実績報告書を提出することになっているが、受給している5園の内4園は実績報告書の提出がなかった。私立幼稚園就学奨励費に係る法令を遵守するよう指導されたい。
- ロ 私立幼稚園就学奨励費の交付決定通知における根拠法令の誤りや条文の相違が見受けられた。行政行為は法的根拠を的確になされるべきものであり厳格な執行に改められたい。

宇城市立小中学校

1 監査対象事務事業

学校名	事務事業名	内部統制の主目的
三角中学校	①備品台帳 ②支出負担行為決議書(物品購入等施行伺い、契約書、請書含む)	財産の保全
青海小学校		
松合小学校		
豊福小学校		
小川小学校		
小野部田小学校		

2 監査の主な着眼点

- ①物品は正しく分類整理されているか、また備品整理票などは正確に貼付されているか、備品台帳類は整備され正しく記載されているか、物品の現在高は帳簿残高と一致しているか、また帳簿外物品はないか、保管の方法・場所は適切か、賃借・所管替え等の手続きは適正に行なわれているか、他団体へ貸与しているものの手続きは適正に行なわれているか、遊休物品・死蔵物品等はないか、また管理替え等による有効利用への配慮がなされているか、紛失・破損・廃品その他不用品の処理は適正に行なわれているか、関係帳簿・書類等の記帳・各種証拠書類の整理は適正に行なわれているか、物品の保管に係る管理点検体制は確立されているか等について監査した。
- ②物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか、物品の購入手続きは適法か、また物品の価格・数量・規格は適切か、物品の出納受払いは適切に行われ出納帳簿類は整備されているか等について監査した。

3 監査の結果

各学校に共通する事項

「改善を要するもの」

- 物品管理の法令遵守を求めたもの

各学校の物品管理の取扱いが宇城市物品管理規則に則していない。統一システムを検討中とのことであるが、早急に対処され物品の毀損、亡失などを予防する財産保全の内部統制を構築されたい。

三角中学校

「その他の意見」

- プレハブ倉庫の賃借について経済性を求めたもの

プレハブ倉庫を年間約13万円で賃貸借契約されている。プレハブ倉庫の耐用年数、賃借料、使用期間など考慮し購入した場合との比較検討を行い経済的な方法へ対応されたい。

青海小学校

「改善を要するもの」

- エアコンのクリーニング業務委託の経済性を求めたもの

平成26年度にエアコンのクリーニング業務委託が4回に分けて契約されていた。一括して委託した方が共通経費の削減が図られて経済的と考えられる。今後、経済的な契約に改善されたい。

「その他の意見」

- 備品購入の有効性を求めたもの

平成26年度に研究発表で使用するためルーターを4万円で購入されているが、一回のみの使用であれば、教育総務課へ所管替えするなどして有効的な活用を図られたい。

松合小学校

「指摘事項」

- 備品購入について法令遵守を求めたもの

電動クリーナーは備品であるが消耗品として購入され備品台帳に登載されていない。また、消防ホース購入の際、契約事務取扱規則第14条の4「物品の購入及び修繕の請負その他の契約で予定価格が5万円未満の少額な契約をしようとする場合においては、契約事務に係る予算の執行伺い及び契約の締結伺いの事務手続を省略することができる。」の規定を適用させるために、同一品目を同時期に5万円以下で2件に分割して購入している。法令を遵守し適切に執行されたい。

「改善を要するもの」

- 浄化槽清掃委託契約の経済性を求めたもの

校舎の浄化槽清掃委託とグラウンド浄化槽清掃委託が別々に同一業者に契約されている。一括して委託した方が共通経費の削減が図られて経済的と考えられる。今後、水質検査などの契約についても経済的な契約に改善されたい。

豊福小学校

なし

小川小学校

「改善を要するもの」

- 契約施行伺いについて法令遵守を求めたもの

地方自治法第232条の3に「支出の原因となるべき契約その他の行為は予算の定めるところに従いなければならない」と規定されている。平成26年度で4件、平成27年度で1件、設計額が予算残額を上回っているものがあった。法令を遵守し適正に処理されたい。

小野部田小学校

「その他の意見」

- 業務委託施行における予算差し引きについて法令遵守を求めたもの

業務委託施行伺いで委託費の予算残額が同額のものが3件あった。これは支出負担行為の予算差し引きがなされないままに業務委託施行伺いがなされているものと見受けられる。支出負担行為がされた後は速やかに予算差し引きを行い適正に処理されたい。

教育部 学校給食課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
給食総務係	給食調理員に関する業務
	単独校給食室の管理等に関する業務
給食センター係	給食センター管理運営業務
	給食会計及び内部事務・その他課内事務

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
給食総務係 給食センター係	①収入・支出に係る書類	有効性・効率性及び法令遵守

3 監査の主な着眼点

- ①支出負担行為は予算の範囲内でなされているか、予算流用・予備費充用・不用額はないか、年度所属区分は適正か、債務負担行為・継続費・繰越明許費に係る支出負担行為は適正になされているか、支出負担原因行為は適切か、期限内に支払っているか、資金前渡・前金払い・概算払い等は適正か、また立替払いはないか等について監査した。

4 監査の結果

「改善を要するもの」

- 施設設備管理について財産の適正保全を求めたもの

網戸の張替え修繕、換気扇の修繕が施工されているが、施工前の写真で確認すると、網戸については何年も破損したままで使用されている。換気扇については通風口に木切れが詰まっており何年も換気扇の使用はなかったように見受けられる。日常的な施設設備管理が不十分としかいえない。児童・生徒の給食を作る場所であるため施設設備の保守管理には適正な対応を求める。

- 備品購入に係る予算執行及び物品取扱いに法令遵守を求めたもの

ホワイトボードが10,400円で購入されているが、予算は消耗品費で執行され備品台帳には登録されていない。宇城市物品管理規則第6条の規定に基づく備品に該当するため、速やかに備品台帳に登録すること。

また、保湿食缶（丸形）が24,500円で購入されているが、消耗品費で予算執行され備品扱いとはされていない。これについては、購入金額は高いが使用の都度に洗浄するので備品票の貼付が困難で、また使用頻度が高いので損耗も激しいことから宇城市物品規則の取扱いには適さないとのことであるが、物品の総括管理者である会計課及び予算統括の財政課と協議し有権解釈を求めて適切に対処されたい。

教育部 文化課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
文化振興係	文化協会事業費補助金事業
	伝統文化継承補助金事業
	美術館施設収蔵品管理業務
	美術館主催講座及び企画展業務
	松橋総合体育文化センター管理業務
	小川総合文化センター文化ホール管理業務
文化財係	文化財調査保存業務
	資料館管理業務
	公文書整理（アーカイブス）業務
	指定文化財の管理業務
	地方創生先行型事業（繰越明許）指定文化財の管理業務
	市指定文化財補助金

2 監査対象事務事業

係名	定期監査対象事務事業名	内部統制の主目的
文化振興係	①松橋総合体育文化センター管理業務 （指定管理に関すること）	業務の信頼性及び法令遵守
文化財係	②公文書整理（アーカイブス）業務	有効性・効率性及び法令遵守
	③市指定文化財補助金	有効性・効率性及び法令遵守

3 監査の主な着眼点

- ①委託契約に係る事務が契約書・仕様書等に基づき適正に実施されているか、履行確認が適切に実施されているか、委託事業実施における受託者の内部統制整備状況が所管課として確認できているか等について監査した。
- ②保存方法・基準は策定され遵守されているか等について監査した。
- ③事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助の目的及び必要性が明確になっているか、補助対象事業は経済性・効率性及び有効性の観点から常に見直しされているか等について監査した。

4 監査の結果

「改善を要するもの」

- 公文書アーカイブス事業の経済性・有効性を求めたもの

公文書アーカイブス事業が650千円で実施されているが、平成17年に事業開始し未だに市民への適切な対応が出来ていない。

公文書のアーカイブス事業は、公文書を適切に管理し住民へ閲覧させるということは市民の行政参加の基本であり、また、後世の人たちがその時代を検証するためには、公文書が残っている

ことが理想である。更には、公文書の意義を職員一人ひとりが常に意識することは、職員の職務に対する誇りと責任を自覚し職員として宇城市に勤務したことの証となるものでもある。

現在、貴課では提案書を作成されているが、事業を進めるのであれば、課内の意欲・意思確認、トップ、財政当局への説得などあらゆる機会をとおして事業を促進する方策を講ずるべきである。今の進め方では漫然と事業を進めており予算も効果的とは見なされない。改善を求める。

○ 宇城市文化財保存事業補助金の法令遵守を求めたもの

文化財保存事業補助金について、宇城市文化財保存事業補助金交付要綱第8条の規定により交付の取り消し通知がなされているが、この規定は申請後30日以内の取り下げの手続きを規定したものである。

実績報告書の未提出をもって取り消しする場合は、宇城市補助金交付規則第19条の規定に基づいて行うべきであり改善されたい。

また、補助金決定通知書及び取り消し通知書に不服申し立ての教示がなされていない。教示は行政不服審査法における効力規定である。記載がない場合は行政通知内容に不服がない場合であっても教示の記載がないことをもって行政通知の取り消しを求めて不服申し立て（審査請求）することができる。行政不服審査法第18条の3カ月の教示を記載されたい。

「その他の意見」

○ 松橋総合体育文化センター指定管理業務の信頼性を求めたもの

イ 松橋総合体育文化センターのインストラクターは健康運動指導士の資格が必要であるが、協定書にその証明書を添付させる規定がない。今後は証明書を添付させるよう規定されたい。

ロ トレーニング機器の賃貸借契約をNTTファイナンスと宇城市との間で締結している。これは、指定管理協定の法的範疇の事柄であり市が契約する権限はないので改められたい。

ハ 指定管理協定によれば、1件の修繕費が50万円以下の場合及び年間300万円以下の場合、指定管理者が負担することになっているが、年間300万円以上の修繕費を指定管理者が負担している。協議の結果指定管理者が支払われたということだが協定書に基づいた対応をされたい。

三角支所

1 監査対象事務事業

課名	事務事業名	内部統制の主目的
総合窓口課	①支出負担行為決議書	有効性・効率性及び法令遵守
	②消防施設整備等に関する業務	資産の保全
	③支所庁舎の財産管理業務	効率性及び資産の保全
	④防犯に関する業務	資産の保全
	⑤戸籍届出、受付事務	法令遵守
	⑥住民基本台帳事務	法令遵守
	⑦戸籍及び住民票の謄、抄本並びにその他証明事務	法令遵守
経済課	⑧中山間地域等直接支払及び多面的機能支払事業	業務の有効性・効率性及び法令遵守
	⑨人・農地プラン（青年就農給付金、農地集積協力金等）事務	業務の有効性・効率性及び法令遵守
	⑩三角西港等観光施設整備及び管理業務	財産の保全、業務の信頼性及び法令遵守
	⑪花の学校維持管理業務	財産の保全、業務の信頼性及び法令遵守
建設課	⑫舟津周廻1号線他6路線道路維持工事	有効性・効率性及び法令遵守
	⑬黒崎内潟線（戸馳大橋）交付金（A2橋台）工事	有効性・効率性及び法令遵守

2 監査の主な着眼点

- ①支出事務は適正・適切に処理されているか、購入品の種類及び支出額は経済的か等について監査した。
- ②財産等の管理規程等は適切に整備され運用されているか、行政財産の目的外使用許可の基準が示されているか、台帳が整備され正しく記録されているか、台帳と現物の照合（実査）を定期的に行っているか、庁舎の維持管理は適切か等について監査した。
- ③アセットマネジメント計画が策定され、施設の点検・補修などの維持管理が適切に実施されているか、施設管理のうえで必要な資格者は置いているか等について監査した。
- ④防犯施設の管理台帳を作成し定期的にアセットマネジメントを実施しているか、行政介入を真に必要としている分野であるか（事業費補助か運営費補助か）等について監査した。
- ⑤～⑦関係法令等に基づいて適正に処理しているか、マニュアルを作成し法改正等のたびに改正しているか等について監査した。
- ⑧⑨事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助の目的及び必要性が明確になっているか、補助対象事業は経済性・効率性及び有効性の観点から常に見直しされているか等について監査した。

⑩⑪適法に管理されているか、委託契約に係る事務が契約書・仕様書等に基づき適正に実施されているか、履行確認が適切に実施されているか、委託事業実施における受託者の内部統制整備状況が所管課として確認できているか等について監査した。

⑫⑬事業目的に適合しているか、諸法令・省令やガイドライン等に則った設計か、設計・積算に係る条件は適切に設計図書に明示しているか、積算・工法は積算基準に従い適正に行なっているか、見積の徴取は適切か、材料・施工法にコスト比較、標準仕様を採用するなど、コスト低減が図られているか、目的と比較して、効率的・経済的で委託又は設計数量は適切か、標準図の作成など設計業務の効率化が行われているか、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、契約変更理由は妥当か、また指示書等を作成して適切に行っているか、契約の監理及び監督体制は整い監理・検査は適正に行なわれているか、設計どおり施工されているか等について監査した。

3 監査の結果

「改善を要するもの」

○ 浄化槽管理委託の経済性・効率性を求めたもの

三角支所浄化槽の維持管理業務委託を456,192円で業者に委託し、また浄化槽清掃業務委託も237,600円で同じ業者に委託しているが、業務施行及び実績報告は維持管理業務委託と併せて行っており、同日に同時に施行しているのであれば浄化槽清掃業務委託の一般管理費（交通費等）は不要である。従って浄化槽清掃業務委託を別発注で契約することは不合理である。今後、一括して発注するようにして経済的・効率的な方法により実施されたい。

○ 施設の維持管理業務委託の経済性・効率性を求めたもの

浦島屋管理業務委託、旧高田回漕店管理業務委託、西港観光施設等清掃業務委託、観光便所清掃業務委託、西港浮栈橋及び待合所管理業務委託が5本別々に随意契約により三角町振興（株）に委託されているが、事業の経済性・効率性を図るために維持管理業務委託契約を合理的な随意契約の理由を付して一括契約するよう改善されたい。

「その他の意見」

○ 船津周廻1号線他6路線道路維持工事の効率性を求めたもの

変更設計により施工延長が計画より伸びている。当初設計を道路台帳から積算した際に、図面が抜けていたのに気付かず発注し、工事途中で気付き変更したとのことだが、設計は測量を行うなど現地確認のうえ適切に発注をされたい。